

ステーション保育の利用について

北本駅西口ビル2階の「保育ステーション」へお子様を預けて電車で通勤し、帰りも「保育ステーション」から一緒に帰宅できます。お子様はバスで移動し、夕方まで利用施設で過ごします。

1 概要

- (1) 利用日 月～金（国民の祝日に関する法律の規定により休日とされる日及び以下の期間を除く）
8月13～16日、12月29日～1月4日、年度末の最後の平日2日間、荒天・積雪時
- (2) 利用料 月極利用 子ども一人につき一月10,000円
（口座振替、または利用の翌月に郵送する納入通知書（納付書）でのお支払い）
- (3) 保育ステーション 北本市中央2-172 電話 048-592-9961 FAX 048-592-9962
※7:30～18:30は591-8400（事業実施者の高尾保育園まで）
 - ① 利用時間 【預け時間】7:00～7:30 【迎え時間】18:30～20:00(厳守)
 - ② 利用定員 20名（利用児童の年齢によって変動します。）
- (4) 送迎バス ワゴン車 利用定員12名（チャイルドシート4）

2 申込条件（予定を含む）

- (1) 原則、北本市在住かつ満1歳以上の送迎バスのシートに一人で座れる歩行可能な児童で次に該当しない。
 - ① 特別な介助を必要とする。
 - ② 嘔吐、下痢等の症状がある。
 - ③ 送迎バスの利用で乗り物酔い等の症状が出る。
 - ④ その他、利用決定後であっても、市に対して、ステーション保育事業受託者又は利用保育施設から利用が困難であるとの報告があり、市が利用困難と判断した場合。
- (2) 次の施設に在籍の方。
 - ① 高尾保育園 ② 中丸保育園 ③ 緑の詩保育園 ④ 北本東スマイルこども園
 - ⑤ 深井保育所 ⑥ 東保育所 ⑦ 中央保育所 ⑧ ことりの詩保育園 ⑨ 森の詩幼稚園
 - ⑩ つばみの詩保育園
- (3) 保育時間内に利用施設への送迎が困難な電車通勤の方。（保護者のいずれかで可。）
- (4) 利用施設において、7時30分からの保育、18時30分までの保育が可能な方。

3 月極利用の手続

- (1) 給付認定の申請時に保育課へ申請。
- (2) 次の場合は当初の申請が無効となり、再度の申請が必要です。
 - ① 市で決定した利用期間の初日までに、定期券の写しの提出がない。
 - ② 保留のまま申請日より1年を経過したとき
 - ③ 利用辞退、および料金未払いの場合
- (3) 利用の決定は、利用開始月の前月の25日頃までに、市から郵送します。
- (4) 定員を超えた場合は保留となり、名簿に登録されます。
- (5) 保留時での翌月以降の選考結果は、利用が可能となった場合にのみ通知します。
- (6) 2の条件に該当し、同一施設で継続の間は、次年度以降も引き続き利用できます。
- (7) チャイルドシート不要（一人で歩いて着座が可能）との申込後、安全上必要であると判断され、定員が超過する場合には、保留となります。また、チャイルドシートの必要性の判断は、市及び事業実施者によるため、使用する、しないについて指定はできません。

4 利用時に準備いただくもの

- (1) 夕方のおやつ
- (2) 水筒（水分が必要な時期）
- (3) おむつ、ミルク、哺乳瓶（お子様が必要とする場合）

5 利用時における留意事項

- (1) 午睡の布団は持ち込めません。
- (2) 保育ステーションでの与薬や、利用施設への与薬についての伝言はできません。
- (3) お子様の荷物は名札を付けた一つの袋にまとめてください。
- (4) 緊急時、遅刻等の際は必ず保育ステーションと施設の両方へ、連絡してください。
- (5) 急用の場合でも、代わりの方への依頼等により、必ず 20 時までにお迎えをお願いします。また、迎えに来る方をステーションへ連絡してください。
- (6) 午前の保育ステーション入口で、お子様及び保護者双方を接触式体温計で検温し、37.5℃ 以上の場合は利用できません。
- (7) 午後の保育ステーションへの移動の際にも、バス入口でお子様を検温し、37.5℃ 以上の場合は乗車できませんので、利用施設へ迎えに行ってください。
- (8) 利用料が未払いの場合は、利用ができません。
- (9) 利用施設において利用が少ないときは、利用できなくなる場合があります。
- (10) 利用施設への到着、利用施設からの出発時間は、7 時 30 分から 18 時 30 分の間において一定しないことから、延長保育料の必要性について利用施設へ事前に御確認ください。

OFAQ

(1) 利用の決定はどのように行われるのか。

- ① 原則として、申請順で決定します。
- ② 定員超過等、保育施設の確定前、必要な証明書が未提出の間は保留になります。
- ③ 利用実績のある児童、当該児童の兄弟姉妹、きょうだい別施設児童が優先されます。
- ④ 利用決定後の辞退の場合は、再度申し込んでいただく必要があります。

(2) どのような場合に利用施設が変更されるのか。

- ① その施設の利用者が少なく、他の施設で利用を希望する方を優先することが望ましいと判断される場合には、翌年度から利用対象施設を見直すことがあります。

(3) 月途中での利用の開始や終了の場合、負担額はどのように計算されるのか。

- ① 日割り計算（B/A）により10円未満を切り捨てた額となります。
A：対象月でステーション保育が実施された日数
B：Aのうちにおいて、利用期間内に該当する日数
- ② 終了の場合は、利用取りやめ届出書に記載の取りやめ年月日、または市もしくは保育施設へ届出書が提出された日のいずれか遅い日より終了として計算します。
- ③ 長期休暇や病気休暇の期間は、日割り計算の対象に該当しません。